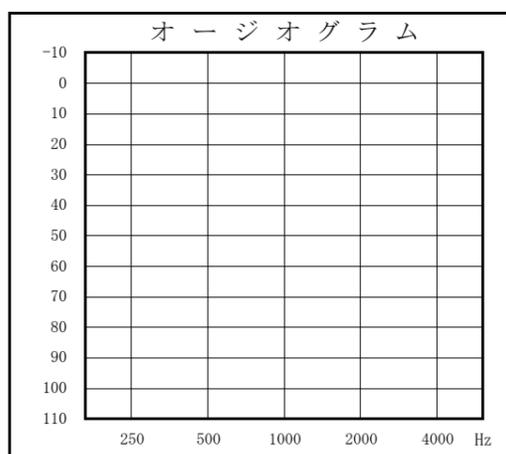


＜有期再認定用＞診断書(言語機能障害)の記入上の注意

- 1 障害状態及び生計維持確認届と診断書を切りはなした場合には、必ず障害状態及び生計維持確認届と診断書をいっしょにご提出ください。
- 2 ※印欄には、記入しないでください。
- 3 ③の欄には、障害の原因となった傷病名をご記入のうえ、受給権者となった後に発生した傷病名は、⑧欄にそれぞれ区分してご記入ください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意してご記入ください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄は、ご記入いただく必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。) なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれにご記入ください。
 - (2) ⑤の欄の「聴力レベル」の算出方法は、次によってください。
 - ① 「聴力レベル値」は、オーディオメータにより測定してください。
 - ② 「聴力レベル値」は、 $\left[\frac{a + 2b + c}{4} \right]$ により算出してください。
a : 周波数 500ヘルツの音に対する純音聴力レベル値
b : 周波数 1,000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値
c : 周波数 2,000ヘルツの音に対する純音聴力レベル値
 - (4) ⑤の欄の「最良語音明瞭度」は、「聴力レベル」が90デシベルに満たない場合についてのみ検査成績をご記入ください。
なお、「最良語音明瞭度」の検査は、オーディオロジー学会で定めた方法によってください。



電子版(入力用PDF版)使用上の注意

- 1 診断書は、原則A3版で印刷してください。(A4版でも受付は可能となっています。)
- 2 日本年金機構から送付された診断書様式を添付して提出するよう、年金受給者にお伝えください。